



八千代市監査公表第17号

平成30年12月26日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 緑川利行

監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による総務企画部の監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の対象機関

総務企画部

- (1) 総務課
- (2) 庁舎総合整備課
- (3) 法務課
- (4) 総合企画課
- (5) コミュニティ推進課
- (6) 秘書課
- (7) 行財政改革推進課
- (8) 広報広聴課
- (9) 情報管理課
- (10) 戸籍住民課
- (11) 職員課

2 監査の範囲

平成30年度（平成30年9月末現在）における総務企画部所管の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

3 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

4 監査の期間

平成30年9月12日から同年12月25日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとして執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（指摘事項・要望事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
総務課	要望事項	<p>1 組織・執行体制について</p> <p>行政組織の見直しに当たっては、各所属の組織目的も含めた事務事業の整理や見直しを行うなど、合理的で分かりやすい組織体制を整備するとともに、限られた財源や人的資源を有効活用する観点から、簡素で効率的かつ効果的な執行体制の確立に向けて検討を進められたい。</p> <p>(平成 29 年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 29 年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き簡素で効率的かつ効果的な執行体制の確立に向けて検討を進められたい。</p>
		<p>2 組織における適正な事務執行について</p> <p>各部局における手続の不備や、不適切な個人情報の取扱いに関する事故が発生していることから、組織における内部統制が十分に機能していないと言わざるを得ない状況であり、改めて全庁的な強化に取り組み、適正な事務執行に努める必要がある。</p> <p>このことから、事務を総括する立場にある総務課において、市としての統一的な対応を図るなど、市民の信頼に応え得る適正な事務執行が維持されるよう対策を講じられたい。</p> <p>(平成 29 年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 29 年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き市民の信頼に応え得る適正な事務執行が維持されるよう対策を講じられたい。</p>
庁舎総合整備課		特に指摘，要望する事項はない。
法務課		特に指摘，要望する事項はない。
総合企画課	要望事項	<p>1 行政評価への取組について</p> <p>本市の行政評価については、平成 25 年度以降休止されており、新たな行政評価システムの構築は地方公会計制度の導入に合わせて検討するとしていたが、財務会計システムとの連携が見込めない状況である。</p> <p>行政評価の実施は、各事業における妥当性・効率性・有効性を把握し、予算編成、適正な人員配置、市民への説明責任など活用方法が多岐にわたり期待できるものであることから、事業別等のコスト把握や評価を行うための新たな取組について検討されたい。</p>
コミュニティ推進課		特に指摘，要望する事項はない。
秘書課		特に指摘，要望する事項はない。
行財政改革推進課	要望事項	<p>1 行財政改革の適切な推進について</p> <p>行財政改革の推進に当たっては、八千代市第 2 次行財政改革大綱後期推進計画に沿って進められているところであり、計画的に迅速かつ着実な取組が求められるものであることから、取組内容がより具体的になるよう早期に見直し可能な取組を把握するなど積極的に取り組まれたい。</p>
広報広聴課		特に指摘，要望する事項はない。
情報管理課		特に指摘，要望する事項はない。
戸籍住民課		特に指摘，要望する事項はない。

対象機関	区 分	内 容
職員課	指摘事項	<p>1 特殊勤務手当について</p> <p>特殊勤務手当については、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事する職員に対して支給するものとする手当本来の趣旨から逸脱していると思われるものが見受けられることから、内容を精査の上、適正化に努められたい。</p> <p>(平成 26 年度、27 年度、28 年度及び 29 年度監査 指摘事項)</p> <p>上記の平成 26 年度、27 年度、28 年度及び 29 年度の監査における指摘事項を踏まえ、引き続き特殊勤務手当の適正化に努められたい。</p>
	要望事項	<p>1 人事評価の結果の活用について</p> <p>人事評価の結果の活用については、現在、職員の能力開発・人材育成のツール、任用の参考資料といった限定的なものとなっており、給与等には反映されていない状況である。</p> <p>評価結果を給与に反映させることは、職員の士気の維持・向上にもつながることから、公務能率の向上のため、勤勉手当等の給与に適切に反映させる運用を速やかに確立されたい。</p> <p>(平成 29 年度監査 要望事項)</p> <p>上記の平成 29 年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き勤勉手当等の給与に適切に反映させる運用を速やかに確立されたい。</p>